

令和6年9月26日

令和6年第3回岬町議会定例会

第3日会議録

令和6年第3回(9月)岬町議会定例会第3日会議録

○令和6年9月26日(木)午前10時10分開議

○場 所 岬町役場 本議場

○出席議員 次のとおり11名であります。

1番 大里 武智	2番 松尾 匡	3番 早川 良
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 奥野 学
7番 道工 晴久	8番 谷地 泰平	9番 谷崎 整史
10番 出口 実	11番 欠 席	12番 竹原 伸晃

欠席議員 1名、欠 員 0名、傍 聴 4名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	総務部理事 兼総務課長	南 大介
副町長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	谷 卓哉
副町長 上田 隆	しあわせ創造部 総括理事	辻里 光則
教育長 古橋 重和	しあわせ創造部理事 (地域福祉・保険年金担当)	松本 啓子
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端 慎也	しあわせ創造部理事 (保健センター担当) 兼保健センター所長	川井 理香
総務部長 会計管理者 西 啓介	都市整備部理事 (土木担当) 兼土木課長	小坂 雅彦
財政改革部長 内山 弘幸	都市整備部理事 (建築担当)	佐々木 信行
しあわせ創造部長 松井 清幸	都市整備部理事 (産業観光促進担当)	吉田 一誠
都市整備部長 奥 和平	下水道事業理事	奥田 敏幸
教育次長兼指導課長 松井 文代	教育委員会事務局理事 (生涯学習担当) 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	岩田 圭介

まちづくり戦略室理事
(人事担当) 廣 田 尚 司
まちづくり戦略室
企画政策推進監 寺 田 武 司
まちづくり戦略室理事
(企画地方創生担当) 新 堀 満
まちづくり戦略室
危機管理監 寺 田 晃 久
兼危機管理担当課長

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明 議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和6年9月3日から9月26日(24日)

○会議録署名議員

6番 奥 野 学 7番 道 工 晴 久

議事日程

日程第 1	三常任委員長報告
日程第 2 議案第71号	動産の取得について(追認)
日程第 3 議案第72号	岬町公平委員会委員の選任について

(午前10時10分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年第3回岬町議会定例会、3日目を開会します。

ただいまの時刻、午前10時10分です。

本日の出席議員は11名です。欠席議員は1名、瀧見議員より欠席届が提出されております。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○竹原伸晃議長 日程第1、三常任委員長報告を議題とします。

9月4日の本会議において、事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託されました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいた結果を、三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。

事業委員長、道工晴久君。

○道工晴久事業委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をさせていただきます。

9月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました8件の案件について、9月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により、報告をさせていただきます。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付いたしております委員会記録のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

議案第62号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第4次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第65号、令和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第1次）については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第66号、訴えの提起については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第68号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約に関する協議については、委員会記録のとおり、質疑・討論はな

く、満場一致で可決されました。

議案第70号、岬町空き家対策協議会条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

認定第1号、令和5年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答及び賛成討論があり、満場一致で認定されました。

認定第4号、令和5年度岬町下水道事業特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で認定されました。

認定第5号、令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で認定されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された8議案について、私の委員長報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 事業委員長の報告が終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。

厚生委員長、坂原正勝君。

○坂原正勝厚生委員長 ただいま議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

9月4日の本会議において、本委員会に付託された9件の案件については、9月11日に委員会を開催し慎重に内容の審査を行いました。その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により、報告いたします。

なお、質疑応答など詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、ご参照のほど、よろしく願いいたします。

議案第62号、令和6年度岬町一般会計補正予算(第4次)についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第63号、令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)については、委員会記録のとおり、質疑応答及び反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第64号、令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）について、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第67号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議については、委員会記録のとおり、質疑応答及び反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第69号、岬町国民健康保険条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、挙手多数で可決されました。

認定第1号、令和5年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答及び賛成討論があり、満場一致で認定されました。

認定第2号、令和5年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり、質疑応答及び反対討論があり、挙手多数で認定されました。

認定第3号、令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり、質疑応答及び反対討論があり、挙手多数で認定されました。

認定第6号、令和5年度岬町介護保険特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり、質疑応答及び反対討論があり、挙手多数で認定されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された9議案について、私の委員長報告を終わります。

○竹原伸晃議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、早川 良君。

○早川 良総務文教委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をさせていただきます。

9月4日の本会議において、本委員会に付託されました5件の案件については、9月12日に委員会を開催し慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりであります

ので、よろしくお願ひします。

議案第62号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第4次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

認定第1号、令和5年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答及び賛成討論があり、満場一致で認定されました。

認定第7号、令和5年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定についてから、認定第9号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定についてまでの3件については、一括議題とし、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、3件とも満場一致で認定されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された5議案について、私の委員長報告を終わります。

○竹原伸晃議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第62号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第4次）について、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号を、起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

（起立全員）

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第63号、令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）について、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか。反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○竹原伸晃議長 それでは中原議員。

○中原 晶議員 議案第63号、令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

そもそもマイナンバーカードをつくることは任意であり、マイナンバーカードに保険証をひもづけるのも任意であります。この提案は、事実上マイナ保険証を強制する動きが強められるものであり、職員にも新たな負担をもたらすものであります。

資格確認書や資格情報のお知らせの発行と送付、資格確認書については、マイナ保険証の登録情報を日常的に把握する必要性が生じ、ただでさえ多忙な国民健康保険事業の業務を増やすものとなります。

職員にとっても、また加入者にとっても不利益をもたらすとしか言いようのないマイナ保険証の強行を具体化するものであり、反対の立場であります。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、議案第63号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第64号、令和6年度介護保険特別会計補正予算（第1次）について、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第64号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第65号、令和6年度岬町下水道事業会計補正予算(第1次)について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第65号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第66号、訴えの提起について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第66号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第67号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議について、討論を行います。

討論ございませんか。

それでは中原議員。

○中原 晶議員 議案第67号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

この提案は、規約から被保険者証を削り、資格確認書を記載するというものであり、マイナ保険証の事実上の強制の一つであると考えます。

このことにより、加入者の受診券を奪うものとなりかねないと考える立場であり、賛成できません。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、議案第67号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第68号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約に関する協議について、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか。反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○竹原伸晃議長 反対の討論の方、いらっしゃいませんか。

それでは中原議員。

○中原 晶議員 議案第68号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約に関する協議について、賛成はいたしますが、私の意見を述べたいと思います。

今回新たに五つの市が、大阪府水道企業団の経営統合に加わるという提案であり、五つの市の

議会における議決を経てのものでありますので、それについては尊重すべきだと考えるものがあります。

しかしながら、全ての議会で全会一致ではなかったこと、また、大都市が加わらない企業団には、その効果が十分発揮されるのかという懸念も感じているところであります。

ただ、岬町においてはメリットがないわけではないということでもありますので、住民にとって最大の利益を引き出してくださいますようお願いを申し上げて、この議案には反対はいたしません。

○竹原伸晃議長 ほかに賛成討論の方はいらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、議案第68号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第69号、岬町国民健康保険条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか。反対ですか。

○中原 晶議員 賛成できません。

○竹原伸晃議長 それでは中原議員。

○中原 晶議員 議案第69号、岬町国民健康保険条例の一部改正について、賛成できないと考える立場であります。

今回の条例の一部改定は、提案理由にあるとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴うものであり、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を具体化するものとして、賛成できないと考えるものであります。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、議案第69号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第70号、岬町空き家等対策協議会条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第70号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

続いて、認定第1号、令和5年度岬町一般会計決算の認定について、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか。反対ですか。

○中原 晶議員 賛成はできないと思っています。

○竹原伸晃議長 反対ですね。それでは討論をお願いします。中原議員。

○中原 晶議員 認定第1号、令和5年度岬町一般会計決算の認定について、賛成しかねる立場で討論を行います。

昨年度の一般会計決算については、保育所の保育料、ゼロから2歳の課税世帯の保育料の半額減免や、新規事業として創設された高齢者の補聴器購入補助事業など、住民の願いに沿った前向きな事業に取り組まれたと考えているものであります。

学校給食費については、国の交付金を活用して、上半期は半額減免、下半期は全額免除に取り組まれ、子育て世帯に大いに歓迎されました。昨年度は中学校の体育館に空調機が設置され、町内の全ての小・中学校体育館、町民体育館への空調設置が完了し、子どもたちの健康を守る環境がさらに整ったと同時に、災害時の避難所機能も高めた点で、大いに評価できると考えているも

のであります。

結婚新生活支援事業補助金の拡充など、移住定住の促進や、若年層、子育て世帯への支援にもつながる様々な事業が展開され、総務文教委員会で求めた資料によりますと、2020年と比較いたしまして、結婚祝い金事業補助金や奨学金返還支援補助金制度の活用が進み、住民の願いに沿うものと歓迎されていると認めるものであります。

危険空き家の解体・撤去への補助事業やブロック塀撤去・改修の補助金については、安全・安心のまちづくりを進めるものとして継続していることも評価するところであります。議会だよりの増ページに対応するための予算執行についても、より住民に開かれた議会の促進に寄与するものと認めております。

しかしながら、住民の理解が得られないと考える事業や予算の執行がされており、昨年度の一般会計決算については、賛成しかねる立場であります。

大きくは、国や大阪府が進める住民の不利益となる事業を粛々と進めていることにあります。国が進めるデジタル関連法の具体化である標準化事業等については、利便性の向上や科学技術の進歩を暮らしに役立たせることは大いに歓迎するところでありますが、個人情報や役場以外が扱うことによるリスクがあることや、膨大な経費がかかることへの懸念を申し上げてきたところであります。

国が進めるデジタル化は、住民の個人情報を掌握し、税の徴収強化や社会保障費の削減を狙うもので、地方自治体はその手先の役割を果たせられていると考えております。さらにその情報を企業に利活用させ、住民情報を活用したもうけの片棒を担ぐことになりかねないことを指摘しなければなりません。

昨年度における大阪・関西万博関連予算は、多額ではないにせよ、夢洲での万博の危険性やその後のカジノのための万博であるという点からも、金額の多寡にかかわらず協力するべきでないとする立場であります。

小・中学校における就学援助制度については、長期にわたって基準の緩和が行われず、物価高騰と低賃金の下に置かれている子育て世帯への支援としては、不十分な状況が続いております。

海釣り公園の棧橋上に設置されている休憩施設、とっと食堂の屋根の修理のために町の補助金が支出されましたが、設置の経過から考えても、住民の理解が得られないと考えるものであります。

仮称美崎苑連絡線の建設のための事業については、地元要望に応えるという出発点や災害時の避難路という位置づけについて否定するものではありませんが、効果と緊急性の観点から、賛同

できるものではないと考えるものであります。

時間の関係で言い尽くせませんが、昨年度決算については、さきに申し上げたような住民の暮らしを守り、安全・安心なまちづくりを進める様々な事業が認められるものの、いまだ爪痕を残しているコロナ禍、長く続く物価の高騰で痛めつけられている住民の暮らしを下支えするには、不十分であると言わざるを得ません。

国や大阪府の進める政治が住民を苦しめているならば、防波堤となって、住民の暮らしを守る役割を果たすのが地方自治体であります。その役割を果たし尽くしたとは言い難い決算となっており、賛成しかねる立場であります。

○竹原伸晃議長 賛成討論の方はございませんか。

それでは反対討論の方、ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、認定第1号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することとあります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第2号、令和5年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか。反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○竹原伸晃議長 それでは中原議員。

○中原 晶議員 認定第2号、令和5年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について、賛同できないと考える立場から討論に加わります。

大阪府が進める賦課統一保険料により、毎年のように保険料が引き上げられてまいりました。今や全国一高い水準の保険料となっており、加入者の負担の限界は超えていると指摘しなければなりません。

これは、国が制度化した国民健康保険の都道府県化を、全国に先駆けて大阪府が強行したこと

によるものであり、国と府の責任は重いと考えております。

さらに、マイナ保険証の強制につながる事業も認められることから、賛同できないと考える立場であります。

○竹原伸晃議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、認定第2号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することとあります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第3号、令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか。反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 認定第3号、令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛同しかねる立場で討論を行います。

後期高齢者医療保険料については、第6期以降、高い保険料が維持されております。厚生委員会で確認をいたしました、1割負担の加入者の691人が窓口で2割負担となっており、その影響も懸念されるところであります。

保険料の引下げを求める立場から賛同しかねると同時に、75歳になった途端に強制的に加入させられるこの後期高齢者医療制度の廃止を求めて、賛同しかねる立場を表明したいと思います。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、認定第3号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することとあります。委員長の報告のとおり認定する

ことに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第4号、令和5年度岬町下水道事業特別会計決算の認定について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第4号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することとあります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第5号、令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第5号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することとあります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第6号、令和5年度岬町介護保険特別会計決算の認定について、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成ですか。反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○竹原伸晃議長 それでは中原議員。

○中原 晶議員 認定第6号、令和5年度岬町介護保険特別会計決算の認定について、賛同しかねる立場であります。

昨年度においても、2018年度に引き上げられた保険料が踏襲をされており、重い保険料負担の下に置かれている加入者の実態を考えますと、負担の軽減が必要だと思われまますので、その立場から賛成しかねると考えるものであります。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、認定第6号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することとであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第7号、令和5年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第7号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することとであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第8号、令和5年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について、討論を行います。

す。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第8号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することとあります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第9号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第9号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することとあります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、認定第9号は原案のとおり認定されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は、全て議決されました。

各委員長さん、委員の皆さん、ご苦労さまでした。

○竹原伸晃議長 日程第2、議案第71号、動産の取得について(追認)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 日程第2、議案第71号、動産の取得について（追認）についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、議会の議決を得ずに行われた、小学校教師用指導書及び指導用教材の取得について、議会の追認を求めるものでございます。

取得した財産につきましては、小学校教師用指導書及び指導用教材。契約の方法は随意契約。契約金額は1,112万2,100円、うち消費税及び地方消費税の額101万1,100円。契約の相手方は、大阪府和泉市下宮町3番地の1、株式会社葛城書店、代表取締役 葛城隆行でございます。

議案とともに送付させていただきました、参考資料の小学校教師用指導書及び指導用教材の概要をご覧ください。追認理由といたしましては、取得しました小学校教師用指導書及び指導用教材につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に規定されております700万円以上の動産の買入れに該当するにもかかわらず、議会の議決を得ずに行っていたため、追認の議決を求めるものでございます。なお、取得した財産等につきましては、記載のとおりでございます。

これにつきましては、同様の報道等を受け確認をしたところ、判明したものでございます。なお、過去の契約につきましては700万円を超えておらず、今回、議会要件の700万円を超えた理由といたしましては、デジタル化をされましたデジタル教科書、指導用教材でございますが、これが増えたことに伴い金額が増加したものでございます。

今後このようなことがないように、適正な事務処理に努めてまいりたいと考えております。誠に申し訳ございませんでした。

以上が、動産取得についての追認の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

松尾議員。

○松尾 匡議員 何点かお聞きしたいと思います。

まずは、この9月議会に上程された理由をお聞かせいただきたいと思います。なぜ聞くかという、ほかではもうちょっと早くこの追認議案というのがあつたりするのですが、岬町ではなぜ9月になったのかということですね。これが1点。

あと、岬町の教科書特約供給所というのがあるのか、あるとしたら何か所あるのかということ

ですね。まずそれをお聞かせください。

○竹原伸晃議長 教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 松尾議員のご質問にお答えをいたします。

まず、なぜ9月議会になったのかというところでございますが、いろいろネット等でも、また報道等でも、この事案についてはいろいろ出ておりますけれども、私どもが気づいたのが8月に入ってからになりまして、その関係で9月議会に緊急に上程をさせていただいたというところがございます。

それとあと、供給所と申しますのは、多分言われておりますのは、教科書の流通経路の一番末端のことかなと思うんですが、教科書の流通経路につきましては、最終的には教科書取扱店しかまず供給ができないということになっておりまして、この教科書取扱店が、岬町に供給する委託を受けているのが契約の相手方の葛城書店ということになっております。

この一番最後の教科書取扱書店につきましては、全国で2,700か所程度あるというふうに思っております。岬町にはその取扱店につきましてはございません。

○竹原伸晃議長 松尾議員。

○松尾 匡議員 その教科書特約供給所のことで、なぜ聞いたかというのは、随意契約の理由なんですよ。何か所かその購入拠点があるのであれば、随意契約にせずに、通常であれば入札だったりとかというのがあり得ると思うんですが、その随意契約の根拠というか、それをお聞かせいただきたいということがあります。

○竹原伸晃議長 教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 随意契約の理由ということでございます。

指導書を含めます教科書の流通経路は、先ほども申しましたように一般書籍とは異なっておりまして、教科書等の出版社である発行者は、教科書等を学校まで供給する義務を負っております。この義務を履行するために、まず都道府県ごとにある教科書一般書籍供給会社と教科書の供給契約を結び、供給を行っております。その教科書一般書籍供給会社は、教科書を学校に直接供給する教科書取扱店に供給を委託をしているというところがございます。

このような流通経路になっておりますことから、指導書等につきましては、教科書の取扱店しか取扱いできないということで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定されております、性質または目的が競争入札に適さないものとして、随意契約をしたものでございます。そして先ほども申しましたように、岬町に供給を委託されている業者が葛城書店というところがございます。

○竹原伸晃議長 どうですか。よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 先ほど松尾議員の質問に答えて、競争入札に適さないということで、随意契約になったというご説明をお聞きました。

それは岬町の契約規則に基づく決定と理解をいたしますが、その契約規則の中に、第29条の2というのがありまして、随意契約の場合に必要な手続、公表ということになりますけれども、この定めもございます。これについても適切に行われたと考えてよろしいのでしょうか。

○竹原伸晃議長 どちらが答弁されますか。

ちょっと調整しますのでお待ちください。

教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 お答えいたします。

先ほど私のほうで自治法施行令の167条の2第1項第2号で、性質または目的が競争入札に適さないものという法に従った随意契約という形で行っております。

すみません、よろしいですか。申し訳ございません。先ほど中原議員からご指摘のありました第29条ですけれども、直ちに町のホームページ等で公表するという形になっておりまして、まだ公表できておりませんので直ちに公表させていただきたいと思っております。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 私のほうも1点、お伺いしたいことがございます。

今回、小学校の教師用指導書というところなんですけれども、中学校も同じような条件かなと思うんですけれども、中学校についても過去の購入とかを確認した結果、こちらも問題ないというふうな認識でよろしいでしょうか。

○竹原伸晃議長 教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 お答えいたします。

中学校につきましても、過去の教科書改訂のときの指導書購入時の契約金額を調べておりまして、小学校より低い金額になってございます。仮に今年度、中学校の教科書の改訂が行われまして、来年度に新しい指導書等も使用するということになっております。

ただデジタルが入ってきましても超えない可能性、まだ見積りを徴していませんので確かなことは言えませんが、700万円というところまではいかないのではないかなと、今感じて

いるところでございます。

○竹原伸晃議長 よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第71号、動産の取得について(追認)について、起立により採決いたします。

本件に賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第71号について原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第3、議案第72号、岬町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第3、議案第72号、岬町公平委員会委員の選任についてをご説明申し上げます。

岬町公平委員会委員、四至本晴夫氏が任期途中で逝去されたため、同氏の後任として村田博司氏を選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

また、村田氏の経歴につきましては、議案書裏面をご参照ください。なお、公平委員会委員の任期は4年ですが、故四至本氏の残任期間となりますので、令和9年9月30日までの任期となります。

突然の訃報であり、慎重に人選を進めていたため追加議案となってしまいましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

皆様にお諮りします。

本件は、人事に関することですので、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより、議案第72号を起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第72号は原案のとおり同意することに決定しました。

○竹原伸晃議長 教育長より発言を求められていますので、発言を許可します。

教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 先ほどの動産の取得につきまして、議決をいただきましたけれども、答弁を若干修正させていただきたいと思っております。

最後に中原議員がご質問されました、町のホームページ等の公表でございます。

これにつきましては、随意契約の理由の一つであります、障害者の雇用であったり、シルバー人材センターへの委託等の契約につきましては、随意契約が一定の条件が整えばできることとなっております。そのシルバー人材センターであるとか障害者雇用のそういった施設に随意契約をする場合に、町のホームページで公表をしなければならないというところでございます。

それで今回の動産の取得につきましては、その条項ではなくて、性質または目的が競争入札に適さないというところで契約をさせていただいておりますので、町のホームページでの公表というのは該当しないというところでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

ちょっと間違った答弁をいたしまして、申し訳ございませんでした。

○竹原伸晃議長 以上をもちまして、今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年第3回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午前 11時07分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和6年9月26日

岬町議会

議 長 竹 原 伸 晃

議 員 奥 野 学

議 員 道 工 晴 久